

「第432回 判例・事例研究会」

テーマ：参政党憲法草案について

日 時	令和7年7月29日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 湊 信 明

参政党憲法草案	https://sanseito.jp/new_japanese_constitution/
参政党を取り巻く状況	・2025年7月参議院議員選挙において参政党は14議席獲得。非改選1合わせ新勢力15議席となり、「予算を伴わない法案」単独提出可能に。 ・初鹿野裕樹氏（当選）は、選挙演説の講義に集まった市民を「非国民」と呼び、発言を撤回せず。 ・さや氏（当選）は、立候補前の動画で徴兵制を礼賛。 ・神谷代表らが出席する定例記者会見を巡り、参政党が神奈川県新聞記者の出席を認めず会場から排除。などなど。
参政党の憲法草案の問題点	1 改憲ではなく創憲 ・（96条の憲法改正手続きによらずに？）憲法を新たに「創る」ことを認める。 2 国民主権放棄 ・国に主権を認め（4条1項）、「日本は天皇のしらす君民一体の国家である」（1条1項）、とし、天皇を元首として、全国民のために詔勅を発することができるとしている（3条1項2項）。 ・「国民主権」とか「主権在民」の言葉はひとつもない。 ・天皇主権の復古を求めているようにしか考えられない。 3 戦争放棄の放棄

戦争放棄もなくなっている。むしろ、5 条 2 項では「国民は、子孫のために日本を守る義務を負う。」としていること、20 条では自衛「軍」の創設を明文化していること、職業選択の自由がないことから、徴兵制もできるようにしている可能性がある。

4 国民に認められた「権理」と日本国民の要件

・案第 8 条には「国民」の基本的な自由と（「権利」ならぬ）「権理」が規定されている。第 5 条で、その「国民」の「要件」について「日本を大切にすることを有することを基準として、法律で定める」という規定を置いている。

この「日本を大切にすることを有する心」については、「注」として「規範的要件だが、我が国に対する害意がないことをもって足りると解すべきである」という解釈が付記されている。

しかし、「日本を大切にすることを有する心」にせよ、「我が国に対する害意がない」にせよ、非常に抽象性の高い言葉であり、この要件の認定について権力者が濫用的な運用をする危険が大きい。

時の政府に批判的な表現をおこなっている者が「日本を大切にすることを有する心」がないとか、「我が国に対する害意がない」とはいえない者である、などと恣意的に認定されてしまう原因になり得る。

そして、そのような認定をされると、もはや「国民」ではないということになり、そのような者には「国民」の「自由」も「権理」も認めない、あるいは「権理」を強く制限できる、という運用をされることになりかねない。

5 自由と責任、権理と義務

・第 8 条第 3 項では、「自由」には「責任」が伴うとされ、「権理」には「義務」が伴うと明記され、同時に「公共の福祉」（現行憲法第 12 条、第 13 条など）ではなく「公共の利益」・「公益」が強調されている（第 8 条）。これは現行憲法のもとで認められている基本的人権をより広く制限できるようにする規定といえる。

・このこと自体にも大きな問題があるが、こうした「自由」や「権理」ですら「日本を大切にすることを有する心」があると権力者によって認定されなければ、制限されたり剥奪されたりしてしまうおそれがあるわけで、これは非常に危険。

6 人権規定を大量に削除

	・「人権」という言葉は一つもない。 ・あるのは「主体的に生きる自由」（8条1項）、「健康で文化的な尊厳ある生活を営む権理」（8条2項）、「自ら学び自ら考える力を基本おつる教育を受ける権利」（9条1項）、「政治に参加する権理」（13条1項）のみ。 ・個人の尊厳、平等原則も、表現の自由、思想信条の自由、信教の自由、政教分離、財産権、移動の自由、職業選択自由も無い。 ・拷問や、奴隷の禁止もなく、現憲法 31 条以下の適正手続に関する条文もまったくない。弁護人の援助を受ける権利や、黙秘権もない。 ・「土地は公共の財産」と規定していること（19条2項）や、「財産権」（現行憲法第 29 条第 1 項）を保障する明確な規定もないので、現行憲法のもとで保障されている「私有財産制」を否定するように読める。少なくともこの点はいまいで不明確。 財産の利用や処分を強く制限する経済統制に関する法律や、恣意的な資産の再配分を可能とする法律などが作られても、違憲性を問いにくいという事態に陥る危険がある。 ・「主体的に生きる権利」（8条1項）が包括的基本権として機能するとも主張されるかもしれないが、上述の国民の「権理」の脆弱性と日本国民の要件からそもそも認められないか、権力者からいかにようにも制限されてしまうおそれがある。
過去の歴史と現状の対比	・ナチスドイツ時代に、マスコミや市民の抵抗が歪められて憲法が全権委任法によって骨抜きにされていったこと、 ・近時の SNS によって民意が大きく動かされ、為政者がこれを利用しようと躍起になっている現状 ・
日弁連が果たすべき役割	・強制加入団体である日弁連では、会として政治的な意見を発信することは原則として控えるべきと思う。 ・しかし、上記参政党の憲法草案の推進は政治的あり方を超えて個人の基本的人権を否定しようとするものとして人権問題であり、日弁連が取り組むべきテーマではないか？

※今日のテーマは、もちろんそれぞれの意見があってよく、そうでなければならぬという問題ではないのですが、皆さんと少し意見交換してみたいと思った次第です。